

公益財団法人安城市学校給食協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人安城市学校給食協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県安城市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、安城市内の小・中学校、認定こども園、保育園等における給食事業の実施及び給食を活用した食育に関する事業を実施することにより、成長期における児童、生徒及び園児の健全な心身の発達並びに豊かな食生活の実現に寄与するとともに、安城市の設置する施設の管理運営事業を実施することにより、市民福祉の増進及び教育活動の充実発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食育に関する普及啓発及び給食を機会とした食育推進事業
- (2) 学校給食等の調理等に関する事業
- (3) 公共施設の管理運営事業
- (4) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、安城市内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 協会の目的である事業を行うために必要不可欠な別表に定める財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産とすることを承認した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産処分の制限)

第6条 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管

理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理及び運用)

第7条 協会の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第9条 協会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(会計の原則等)

第12条 協会の会計は、一般に公正妥当と認められる法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が定める。
(剰余金の処分制限)

第13条 協会は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 協会に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員に対して、各年度の総額が60万円を超えない範囲で、評議員会が別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

3 前項に関し必要な規程は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するときは、評議員会の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、評議員に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項本文の決議について、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議事を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員を設置)

第26条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を1名置くことができる。

- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長をもって法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第28条 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者与其他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、協会の業務を執行する。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その職務を代行する。

5 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権限義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、評議員会が別に定める基準に基づき、報酬及びその職務を行うために要する費用を支給することができる。

(取引制限)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする協会の事業に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする協会との取引
- (3) 協会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において協会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任免除)

第35条 協会は、法人法第198条において準用する同法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として評議員会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職
(開催)

第38条 理事会は、定期理事会として毎年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に通知を発送しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠席した場合は、副理事長が当たるものとする。

(決議)

第41条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項本文の決議について、議長は、理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した理事長、副理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第45条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により協会が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、安城市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の3分の2以上に当たる多数による決議を経て、安城市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(配置)

第48条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、事務局長は理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局長以外の職員は理事長が任免する。

4 職員に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第49条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報保護)

第50条 協会は、業務上知り得た個人情報の適正な取扱いの確保に努めるものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 協会の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、登記による法人の設立のあった日から施行する。

2 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は設立者によって選任する。

3 この法人の設立時代表理事は次に掲げる者とする。

浜田 実

4 設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりとする。

金銭 金3,000,000円

5 設立者の住所、氏名は次のとおりである。

住所 高浜市本郷町三丁目5番地25

氏名 浜田 実

附 則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けた日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・数量等
定期預金	碧海信用金庫 本店営業部 3,000,000円